

令和4年度

第1回加東市農業委員会総会（定例会）議事録

1. 開催日時 令和4年4月20日（水）午後3時00分～午後4時00分
2. 開催場所 加東市役所3階301・302会議室
3. 出席職員 事務局長 鈴木 敏久 事務局次長 藤本 弘子
主査 松岡 玲平
4. 出席委員 1)井上 弘 2)柴崎 彰孝 3)國井 久明 4)大橋 徹
5)谷口 高史 6)長谷川 均 7)内藤 秀幸 9)太田 隆之
10)森本 善明 11)山本 昭雄 12)岩崎 一彦 13)臼井 正
14)中山 喜作 15)岸本 光
(8)神田 俊平 (9)藤川 和義
5. 議事録署名委員 1)井上 弘 15)岸本 光
6. 現地確認 2)柴崎 彰孝 4)大橋 徹 (8)神田 俊平 (9)藤川 和義
7. 会議に附したる議案等
 - 1) 開 会
 - 2) 会長挨拶
 - 3) 議事録署名委員の指名
 - 4) 議 事

第1号議案	農地法第3条の規定による許可について	4件
第2号議案	農地法第5条の規定による許可について	2件
第3号議案	非農地証明願いの承認について	2件
第4号議案	農地法施行規則第29条(200㎡)の規定による 確認について	2件
第5号議案	農用地利用集積計画の決定について	32件
 - 5) 報 告

報告第1号	市街化区域内の農地法第4条の届出について	2件
報告第2号	市街化区域内の農地法第5条の届出について	2件
報告第3号	農地の貸借の合意解約通知について	4件
 - 6) 協 議

協議第1号	農地法第3条第2項第5号の別段の面積について	1件
-------	------------------------	----
 - 7) その他
 - 8) 閉 会

局 長

ただいまから、令和4年度第1回加東市農業委員会総会4月定例会を開催いたします。

本日の出席委員は15名のうち13名で過半数に達しており、加東市農業委員会総会会議規則第9条の規定によりこの会議が成立しましたことを報告いたします。なお、8番南委員におかれましては、事前に欠席の連絡がありましたので報告いたします。また、11番山本委員が少し遅れるとの連絡がございました。山本委員が来られましたら14名の出席となります。

本日出席の農地利用最適化推進委員は、神田委員と藤川委員でございます。

それでは、開会にあたりまして國井会長よりご挨拶を申し上げます。

会 長

～國井会長あいさつ～

議 長

それではただいまから、令和4年度第1回4月定例会を開催いたします。

本日の現地調査をしていただきました、柴崎委員さん、大橋委員さん、神田推進委員さん、藤川推進委員さん、ありがとうございました。のちほど報告をよろしくお願いいたします。

本日の議事録署名委員に1番の井上委員と15番の岸本委員を指名しますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議案の審議に入ります。

第1号議案「農地法第3条の規定による許可について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。

事務局

～第1号議案を朗読～

議 長

続きまして、内容の説明をお願いします。

事務局

番号1、資料P1～2に申請地の位置図と譲受人の耕作地位置図をつけております。

譲渡人は、農地を相続されましたが遠方のため耕作できず、譲受人に以前から利用権の設定をして耕作を頼まれていましたが、今後も自分で耕作をする見込みがないので譲受人に贈与することになりました。申請にあたって利用権は一旦解約されています。

譲受人は耕作に必要な農業機械もそろえておられ、農地を適正に耕作されています。

番号2、資料P3～4に申請地の位置図と譲受人の耕作地位置図をつけております。

譲渡人は高齢になり農業後継者もいないので、隣接地を耕作する譲受人に農地を贈与することになり申請されました。譲受人は耕作に必要な農業

機械も所有されており、農地も適正に管理されています。

番号3と4は同じ譲受人で、関連しておりますので併せてご説明いたします

資料P5に申請地の位置図、P6～7に営農計画書をつけております。

譲受人は有機栽培を行うための集団農地を探しておられましたが、申請地が適当な規模の一団の農地であるため、所有者の方々と交渉されていましたが、この度、話がまとまったので申請されました。3番の4筆は売買、4番の12筆は賃貸借で貸し借りしたいという申請です。

譲受人は〇〇で農業をされている〇〇の役員の1人で、当初は法人として農地を取得することを検討されていましたが、最終的に個人名義で申請することにされました。〇〇は〇〇で利用権設定により水稻を栽培しているほか、農薬散布や除草など農作業受託もされている法人で、譲受人は法人の農業に従事されており、機械等も法人のものを使われるということです。無農薬で米を作る計画をされています。無農薬や有機栽培の場合は、周辺の農地の影響があり、周りで農薬を使われると飛んできてしまうということで、なかなか難しいそうですが、申請地の地図を見ていただきますと、山と山に囲まれていて独立したような一団の農地になっておりますので、有機栽培をするにはうってつけだということで、この度、申請をされています。営農計画書に通作距離の記載が漏れていますが、確認しましたら27kmということです。これは譲受人のご自宅からの距離ですが、実際は〇〇に農業倉庫があって機械を置いておられるということですので、農機具はもっと近いところから持って来られるということになります。

以上4件の申請については、農地法第3条第2項各号に規定する不許可の場合には該当せず、承認の要件を満たすものと考えます。

以上で、第1号議案の説明といたします。

議 長

内容の説明が終わりました。ただいまから審議を行います。何かご意見はございませんか。

各委員

～意見なし～

議 長

意見がないようですので、採決いたします。

第1号議案「農地法第3条の規定による許可について」は、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

各委員

～全員挙手～

議 長

はい、全員挙手にて、第1号議案については、原案のとおり許可することとします。

続きまして、第2号議案「農地法第5条の規定による許可について」を

	議題とします。議案の朗読をお願いします。
事務局	～第2号議案を朗読～
議長	この件に関しましては、現地調査をお願いしておりますので、〇〇委員から報告をお願いいたします。
現地調査委員	農地法第5条の現地調査の結果を報告します。 第2号議案、番号1の〇〇は、〇〇にあり、現場は農地でありました。 続きまして、番号2の〇〇は、〇〇にあり、現場は農地でありました。 以上、報告を終わります。
議長	はい、ありがとうございました。続きまして、内容の説明をお願いします。
事務局	番号1、資料P8に申請地の位置図、P9に利用計画図をつけております。 申請地は、〇〇から〇〇へ抜ける市道沿いにある農地で、2年前に無断転用されていたので指導し原状回復をして頂いたところになります。その後、必要であるということで農地の所有者と話をされ、正式に転用申請するために農振除外の手続きをされ、今回、転用を申請されました。譲受人は、H鋼や鉄骨の加工、建設業をされている法人で、事業規模拡大により資材置場や作業場が狭くなったため拡張したいということです。申請地は譲受人の工場に隣接しており、適当であるということで、令和3年12月に農業振興地域の農用地から除外されまして、東播用水は決済済みです。 番号2、資料P10に申請地の位置図、P11に事業計画図をつけております。 申請人は、現在〇〇のアパートで生活をされていますが、家族が増えて手狭なため、父の所有する土地を借りて分家住宅を建てるために申請をされました。申請地の隣は農業施設用地でしたが、その土地も潰して両方を使って家を建てられるということで、農振除外をして一体として利用される計画です。 申請地は既に除外地になっておりまして、東播用水は決済済みです。 これら2件の転用申請につきましては、農地法第5条第2項各号に規定する不許可の場合には該当せず、承認の要件を満たすものと考えます。 以上で、第2号議案の説明とさせていただきます。
議長	内容説明は終わりました。ただいまから審議を行いますが、何かご意見はございませんか。

各委員	～意見なし～
議 長	意見がないようですので、採決いたします。 第2号議案「農地法第5条の規定による許可について」は、原案のとおり許可相当という意見を付けて、県知事に送付することに賛成の方は、挙手をお願いします。
各委員	～全員挙手～
議 長	はい、ありがとうございました。全員挙手にて、本案を許可相当という意見を付けて、県知事に送付します。 続きまして、第3号議案「非農地証明願いの承認について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。
事務局	～第3号議案を朗読～
議 長	この件に関しましても、現地調査をお願いしておりますので、〇〇委員から報告をお願いいたします。
現地調査委員	非農地証明願いの現地調査の結果を報告します。 第3号議案、番号1の〇〇は、〇〇にあり、現場は駐車場兼資材置場として利用されており、雑種地でありました。 続きまして、番号2の〇〇は、〇〇にあり、現場は進入路として利用されており、雑種地でありました。 以上、報告を終わります。
議 長	はい、ありがとうございました。続きまして、内容の説明をお願いします。
事務局	番号1、資料P12に位置図、P13に現況写真をつけております。 申請地は、〇〇の土地で、以前、店舗兼住宅があった宅地と隣の自動車販売店の駐車場との間にある細長い農地で、昭和56年頃から宅地の一部として使われており、現在は店舗兼住宅が取り壊されて駐車場として使われているということで、地目と現況を合わせるために非農地申請されました。申請地は農振農用地外で、東播用水は決済済みです。 番号2、資料P14に位置図、P15に現況写真をつけております。 こちらも〇〇の土地で、道路に用地買収された残地であり、平成3年頃から隣接の雑種地への進入路部分になっており、相続された申請人が、地目が農地のままであると知り、地目と現況を合わせるために非農地証明を申請されました。申請地は農振農用地外で、東播用水は決済済みです。

	<p>以上、2件の申請地については、農地法第2条に規定する農地には該当せず、非農地の要件を満たすものと考えます。</p> <p>以上で、第3号議案の説明とさせていただきます。</p>
議 長	<p>内容説明は終わりました。ただいまから審議を行いますが、何かご意見はございませんか。</p>
各委員	<p>～意見なし～</p>
議 長	<p>意見がないようですので、採決いたします。</p> <p>第3号議案「非農地証明願いの承認について」は、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p>
各委員	<p>～全員挙手～</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございました。全員挙手にて第3号議案については、原案のとおり承認することに決定しました。</p> <p>続きまして、第4号議案「施行規則第29条の規定による確認について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>～第4号議案を朗読～</p>
議 長	<p>この件に関しましても、現地調査をお願いしておりますので、〇〇委員から報告をお願いいたします。</p>
現地調査委員	<p>施行規則第29条の現地調査の結果を報告します。</p> <p>第4号議案、番号1の〇〇は、〇〇にあり、現場は農地でありました。</p> <p>続きまして、番号2の〇〇は、〇〇にあり、現場は農地でありました。</p> <p>以上、報告を終わります。</p>
議 長	<p>続きまして、内容の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号1、資料P16に位置図、P17に利用計画図をつけております。</p> <p>申請地は申請人の自宅前の田の一部で、耕作面積が増えて苗を管理する場所が必要になったため、田の一部の農振区分を農用地から施設用地に変更され、変更が通りましたので、今回、苗置場にするための届出をされています。</p> <p>番号2、資料P18に位置図、P19に利用計画図をつけております。</p> <p>申請地は申請人の自宅横の農地の一部で、農業用倉庫が老朽化して建</p>

て替えられるにあたり、農業用倉庫のための進入路と農作業の場所が必要なため届出をされました。こちらは元々農振除外地になっております。

これら 2 件の届出については、「加東市農業委員会 農地法施行規則 第 29 条第 1 項の規定による転用に関する要綱」に基づき提出されており、転用面積が 200 m²未満の農業用施設に該当しますので、受理の要件を満たすものと考えます。

以上で、第 4 号議案の説明とさせていただきます。

議 長 内容の説明が終わりました。ただいまから審議を行いますが、何かご意見はございませんか。

各委員 ～意見なし～

議 長 意見がないようですので、採決いたします。
第 4 号議案「施行規則第 29 条の規定による確認について」は、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

各委員 ～全員挙手～

議 長 全員挙手にて第 4 号議案については、原案のとおり承認することに決定しました。
続きまして、第 5 号議案「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。

事務局 ～第 5 号議案を朗読～

議 長 続きまして、内容の説明をお願いします。

事務局 P7 の 1 番から 3 番までが、賃貸借権の新規設定です。3 番の借受人である〇〇は、食料品の輸入や卸売りを事業とされている法人で、香辛料を扱っておられますが、国産の山椒が高額なので、自社で生産することを計画され、そのための農地を探しておられましたが、休耕地になっている畑を借りるということで話をされまして、今回、利用権設定をされることになりました。農地の貸し借りについては、農地所有適格法人でない一般法人でも、解除条件付きで契約することができます。地区農会とは協力について確認書を交わしておられます。もし適切に耕作されていないということになれば、契約を解除するという条件がついた上での設定になります。利用権設定後は、毎年 1 回、農業委員会へ状況報告を提出していただきます。

続きまして、P7 の 4 番から P8 の 10 番までは、賃貸借権の更新です。
次の P9 の 11 番から 13 番までは、使用貸借権の新規設定です。続く 14

番から P11 の 29 番までは、使用貸借権の更新です。次の 30 番から P13 の 32 番までは、ひょうご農林機構が中間管理権を新規設定するもので、機構が借り受けた上で、担い手へ貸し出しをされます。

全体が P6 の集計表です。なお、括弧書きは先ほどのひょうご農林機構の中間管理事業の分です。

賃貸借権の設定が 10 件、28 筆、29,927.88 m²、使用貸借権の設定が、全体で 22 件、60 筆、59,740 m²、うち機構の分が、3 件、26 筆、25,395 m²です。

合計 32 件、88 筆、89,667.88 m²に利用権が設定され、4月28日に公告される予定となっております。

以上で、第 5 号議案の説明とさせていただきます。

議 長

内容説明は終わりました。ただいまから審議を行います。何かご意見はございませんか。

各委員

～意見なし～

議 長

意見がないようですので、採決いたします。

第 5 号議案「農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

各委員

～全員挙手～

議 長

はい、ありがとうございます。全員挙手にて第 5 号議案については、原案のとおり承認することに決定しました。

続きまして、報告事項に入ります。報告第 1 号「市街化区域内の農地法第 4 条の届出について」事務局より朗読をお願いします。

事務局

～報告第 1 号を朗読～

議 長

続いて、内容の説明をお願いします。

事務局

番号 1、資料 P20 に位置図をつけております。

農地を露天駐車場にするための届出を受理しました。

番号 2、資料 P21 に位置図をつけております。

農地にカーポートを設置するための届出を受理しました。

これらの届出については、添付書類等、完備していただきましたので、専決処理により、1 番は 3 月 24 日付、2 番は 4 月 6 日付で受理通知書を交付しました。

	<p>以上で、報告第 1 号の説明いたします。</p>
議 長	<p>内容説明は終わりました。届出書等については完備されておりますので、報告書のとおり専決処分の報告いたします。</p> <p>続きまして、報告第 2 号「市街化区域内の農地法第 5 条の届出について」事務局より朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>～報告第 2 号を朗読～</p>
議 長	<p>続いて、内容の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号 1、資料 P22 に位置図をつけております。 農地を住宅と駐車場にするための届出を受理しました。</p> <p>番号 2、資料 P23 に位置図をつけております。 農地を分譲住宅用地にするための届出を受理しました。</p> <p>これら 2 件の届出については、添付書類等完備していただきましたので、専決処理により、3 月 28 日付で受理通知書を交付しました。</p> <p>以上で、報告第 2 号の説明いたします。</p>
議 長	<p>内容説明は終わりました。届出書等については完備されておりますので、報告書のとおり専決処分の報告いたします。</p> <p>続きまして、報告第 3 号「農地の貸借の合意解約通知について」事務局より朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>～報告第 3 号を朗読～</p>
議 長	<p>続いて、内容の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>1 番は、双方合意により無条件で利用権を解約され、解約後は第 1 号議案で許可をいただいたとおり、借受人へ贈与されます。貸出人の方が第 1 号議案とお名前が違いますが、利用権設定をされた当時はお父様がいらっしゃいまして、お父様と契約をされていましたが、その後亡くなられて息子さんが相続をされたのが先ほどの第 1 号議案の譲渡人になります。</p> <p>2 番から 4 番は、双方合意により無条件で利用権を解約され、解約後は借り人を変更して利用権設定されます。</p> <p>以上で、報告第 3 号の説明いたします。</p>
議 長	<p>内容説明は終わりました。届出書等については完備されておりますので、報告書のとおり専決処分の報告いたします。</p>

事務局	<p>続いて、協議事項に入ります。 事務局より提案内容の説明を求めます。</p> <p>議案書の最後、P16をご覧ください。 農地法第3条第2項第5号の別段の面積について、加東市農業委員会 が定める別段の面積については、平成21年12月15日から下記のと おり別段の面積30a、別段の面積を適用する区域は加東市全域となっ ており、令和4年度も修正は行いません。 農地法3条の規定によりまして、農地の権利規定の場合に、取得面積 を含めて、北海道では2ha、他の都府県では50aに満たない場合は、許可 することができません。 この下限面積については、各農業委員会が地域の状況に応じて設定す ることができ、加東市農業委員会では、平成21年12月15日から、 市内全域における下限面積を30aと定めていますが、これは毎年調査の 上、見直す必要があります。下限面積の基準は、下限面積未滿の農家が、 全体の4割以上を占めていることとなっています。令和4年4月1日現 在、加東市では、耕作面積20a未滿の農家は40.1%ですが、30a未滿の 農家は47.8%と、全体の4割以上を占めています。よって、今年度も下 限面積は修正せず、従来どおり30aとする案を事務局案として提案させ ていただきます。これにつきまして、国の方では下限面積を撤廃する話 も出ているそうです。下限面積がなくなれば、どんな面積でも、農家で はない方でもちょっとした農地が買えることとなりますが、全く条件が なくなるのか、ある程度の条件付きなのかといった話は、まだまだこち らには入ってきておりません。ただ、撤廃をする方向で農水省が検討を 始めているということだけお聞きしております。それが一体いつからも 分かりませんので、現在のところは30aという下限面積を維持させて いただけたらと思いますので、ご協議のほどよろしくお願い申し上げま す。</p>
議 長	<p>ただいま、事務局より下限面積について提案がありましたが、何か意 見はありませんか。</p>
各委員	<p>～意見なし～</p>
議 長	<p>意見がないようですので、下限面積は変更しないこととします。 以上で本日の議案は、全て終了いたしました。慎重に審議を賜り、あ りがとうございました。 次に「その他」に入ります。事務局からの提案があれば、説明をお願 いします。</p>
事務局	<p>何点か事務局からご連絡させていただきます。 まず、お手元に「ひょうごの農業委員会」という冊子を置かせていた だいております。農業委員会法制定70周年記念誌ということで、兵庫</p>

県内のすべての農業委員会の状況や特徴・概要がまとまった冊子になっています。P56に加東市の分も掲載されておりますので、また見ていただければと思います。

次に、「相続登記の申請が義務化されます。お知らせしたい5つのこと」といったパンフレットもお配りさせていただいております。今すぐというわけではないですが、相続登記の申請の義務化や民法の改正の関係のものがまとまったようなパンフレットになっております。皆さんも関係があるところもあるかと思っておりますので、またご覧になって参考にしていただければと思います。

次に、こちらもパンフレットになりますが、「相続未登記農地の権利設定の取り扱いについて」をお配りさせていただいております。昨年、〇〇でありましたが、誰も相続人が分からない農地について、公告しても誰もいないということであれば、県の裁定を受けて権利設定ができるというような制度がございますが、そちらの手続きの手順が載っております。それぞれのご担当の地区で、相続不明農地があつて困られているところがありましたら、事務局までご相談いただければ、こういった手続きも進めさせていただきますので、ご連絡いただければと思います。

冊子ばかりで申し訳ないですが、「農業委員会活動の活性化に向けて」という白色の冊子ですが、農業新聞から抜粋された農地利用最適化活動の事例集ということで、全国の色々な事例が載ったものになっておりますので、皆さんの活動の参考にしていただければと思いますのでよろしくお願いたします。それから、ピンク色の冊子の「女性委員の活動事例集」というものも一緒にお配りさせていただいております。こちらもご参考に見ていただければと思います。

事務局からは以上になります。

議 長

何かご質問等はございませんか。

各委員

～質問なし～

議 長

本日はありがとうございました。

これをもちまして、令和4年度第1回総会4月定例会を閉会いたします。

会議のてん末を記して、相違ないことを認め、署名をいたします。

議 長 國井 久明

議事録署名委員 井上 弘

議事録署名委員 岸本 光
